

京丹後市新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組

(第17回対策本部会議 5月27日(水)開催)

期間 令和2年5月27日～

■イベントの開催に関する本市の方針

【京都府(5/27対応方針)】

- ◇6月18日までの間においては、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、
 - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とする
 - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分(できるだけ2m)確保するを目安として開催する
- ◇6月19日以降は、国の基本的対処方針等に示された目安を踏まえ、段階的に規模要件(人数上限)を緩和する

【京丹後市(5/27対応方針)】

京都府の対応方針に準じる

■施設の使用制限の要請について

【京都府(5/27対応方針)】

- ・5月31日までの間においては、これまでにクラスターが発生した施設等については、引き続き施設の使用制限等の協力を要請する
- ・6月1日以降は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、適切な感染防止策が実施されていることを前提にすべての施設の使用制限等の協力要請を解除するが、再度クラスターが発生した場合は、施設の使用制限等の協力を要請する

【京丹後市(5/27市対応方針)】

感染予防対策が整った施設から順次再開
京都府の対応方針に準じる

参考

「新しい生活様式」の定着について(京都府)

府民や事業者に対し、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう周知する。また、スマートフォンによる接触確認アプリの導入等、ICTを活用した感染拡大防止策の普及に取り組む